

## 被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付実施要領

### (目的)

第1 この実施要領は、東日本大震災により特に甚大な被害を受けた福島県相双地域等において従事する介護人材を確保するため、福島県相双地域等（相馬市、南相馬市、新地町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村、いわき市及び田村市（以下「福島県相双地域等」という。)) に所在する介護保険施設等で、介護業務（昭和63年2月12日付け社庶第29号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」）の別添2の介護等の業務の範囲に定める職種の業務とする。）（以下「介護業務」という。）に従事するために、福島県内外の介護福祉士養成施設に入学する者に対し教材費及び住居費又は通学費（以下、「教材費等」という。）の貸付けを実施するにあたって、必要な事項を定め、適正な運営を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第2 この教材費等の貸付けは、社会福祉法人福島県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が実施する。

### (貸付対象者)

第3 福島県相双地域等に所在する介護保険施設等において介護業務に従事しようとする者であって、介護福祉士養成施設に入学する3ヶ月前の時点において福島県相双地域等に居住している者とする。

### (貸付内容)

第4 貸付回数は1人あたり1回限りとし、教材費等の貸付額は以下のとおりとする。

- (1) 教材費 120,000円以内（実費相当）
- (2) 住居費又は通学費 住居費 36,000円以内（月額上限）  
通学費 実費額（通学定期代）

### (貸付期間)

第5 貸付期間は、介護福祉士養成施設に在学する期間とする。

### (貸付方法及び利息)

第6 教材費等の貸付けは、県社協会長と貸付対象者との契約により行う。  
2 貸付利息は無利息とする。

### (貸付の申請)

第7 教材費等の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、介護福祉士養成施設を経由して、次の書類を別に定める期日までに県社協会長に提出する。  
(1) 被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付申請書（様式1）  
(2) 申請者の住民票抄本（発行後3ヶ月以内、本籍・筆頭者の記載があるもの）  
(3) 被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付推薦書（様式2）  
(4) 教材費の金額が確認できる書類の写し

(5) 連帯保証人(予定者)の住民票抄本(発行後3ヶ月以内、本籍・筆頭者の記載があるもの)

(6) 連帯保証人(予定者)の源泉徴収票の写し又は課税(所得)証明書

※以下、該当する者のみ

(7) 住居の借入に関する賃貸契約書の写し

(8) 通学定期券の写し等(通学定期代が確認できるもの)

2 貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)は、貸付決定した住居費又は通学費について、やむを得ない事情により変更を希望する場合は、県社協会長に被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付額変更申請書(様式3)を県社協会長に提出する。

(連帯保証人)

第8 申請者は、連帯保証人を立てなければならない。申請者が未成年である場合の連帯保証人は、原則として法定代理人とする。

2 連帯保証人は、独立の生計を営む成年者とし、借受人と連帯して債務を負担する。

(審査及び決定)

第9 県社協会長は、申請者から提出のあった書類等を審査し、貸付けの可否を決定し、介護福祉士養成施設を経由して申請者に通知する。

(貸付に係る契約等)

第10 借受人は、介護福祉士養成施設を経由して県社協会長に次の書類を別に定める期日までに提出する。

(1) 被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付借用証書(様式4)

(2) 被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付送金口座(申込・変更)申請書(様式5)

(3) 被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付個人情報の取扱いに関する同意書(様式6(借受人と連帯保証人各1部))

2 前項による期日までに書類の提出がない場合は、教材費等の貸付を辞退したものとみなす。

(教材費等の交付)

第11 県社協会長は、第10により書類を受理したときは、借受人より申し出があった口座に交付する。

2 教材費は初回交付時に送金し、住居費又は通学費は初回を除き、原則、4月及び10月に交付する。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(貸付契約の解除及び貸付けの休止)

第12 県社協会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該借受人との貸付契約を解除する。

(1) 介護福祉士養成施設を退学したとき。

(2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。

(3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。

(4) 借受人が死亡したとき。

(5) 虚偽その他不正な方法により貸付けを受けたことが明らかになったとき。

(6) その他貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2 県社協会長は、借受人が貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除する。

3 県社協会長は、借受人が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで教材費等の貸付けは行わない。なお、すでに貸付けた教材費等があるときは、借受人が復学した日の属する月の翌月以降に貸付けたものとみなす。

#### (返還)

第13 借受人が、次の各号のいずれかに該当する場合には、教材費等を返還しなければならない。

(1) 教材費等の貸付契約が解除されたとき。

(2) 福島県相双地域等の介護保険施設等において介護業務に従事しなかったとき又は返還債務が免除となる業務従事期間を満たさず離職したとき。

(3) 業務外の事由により死亡又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

2 借受人が、前項の各号のいずれかに該当する場合には、その事由が生じた日の属する月の翌月から、県社協会長が定める期間内及び金額を月賦又は半年賦の均等払（端数が生じる場合は初回の返還金に上乘せする。）により返還しなければならない。

3 虚偽その他不正な方法により貸付けを受けたことが明らかになったときは、貸付けた教材費等を県社協会長が指定する期日までに、一括して返還しなければならない。

4 教材費等の貸付けを返還しなければならない者は、当該事由が生じた日から速やかに、被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付返還届（様式7）を県社協会長に提出しなければならない。

5 県社協会長は、前項による返還届があったときは、県知事に協議し、その結果を申請者に通知する。

#### (返還債務の履行猶予)

第14 県社協会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が継続している期間、貸付額に係る返還の債務を猶予する。

(1) 当然猶予

①貸付契約を解除された後も引き続き貸付決定時に在学していた介護福祉士養成施設に在学しているとき。

②貸付決定時に在学していた介護福祉士養成施設を卒業後、引き続き、他種の養成施設等において修学しているとき。

(2) 裁量猶予

①福島県相双地域等に所在する介護保険施設等で介護業務に従事しているとき。

②災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

#### (返還猶予の申請等)

第15 返還債務の履行猶予を受けようとする借受人は、被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付返還猶予申請書（様式8）に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて、県社協会長に申請しなければならない。

2 県社協会長は、前項による返還猶予の申請があったときは、当該猶予申請について審査し、その結果を申請者に通知する。

(返還債務の免除)

第 16 県社協会長は、借受人が介護福祉士養成施設を卒業した日から 1 年以内に介護福祉士の登録を行い、福島県相双地域等の介護保険施設等に就職し、介護業務に一定期間従事した場合は、(1)(2)に定めるところにより貸付けた教材費等の返還を免除する。

ただし、従事する法人の人事異動等により、借受人の意思によらず対象地域以外の地域において介護業務に従事した期間については、介護業務に従事した期間に参入する。

なお、災害、疾病、負傷、その他のやむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合、「養成施設を卒業した日」を、「国家試験に合格した日」と読み替える。

(1) 教材費

福島県相双地域等の介護保険施設等において介護業務に 3 年間従事した場合に返還を免除する。

(2) 住居費又は通学費

福島県相双地域等の介護保険施設等において、住居費又は通学費の貸付額に応じて以下の期間について介護業務に従事した場合に返還を免除する。

- ・ 貸付額が 300,000 円以下の者 1 年間 (全額返還免除)
- ・ 貸付額が 300,000 円を超える者 1 年間 (30 万円)  
2 年間 (30 万円)  
3 年間 (貸付総額から 60 万円を控除した額)

2 前項に規定する業務に従事している期間中に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

3 県社協会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付額 (既に返還を受けた金額を除く。)に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できる。

(1) 死亡し、又は障害により貸付けを受けた貸付額を返還することができなくなったとき 返還の債務の額 (既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。)の全部又は一部

(2) 長期間所在不明となっている場合等、貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から 5 年以上経過したとき 返還の債務の額の全部又は一部

(3) 福島県相双地域等において介護業務に従事したとき 返還の債務の額の全部又は一部  
ただし、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については適用しない。

4 前項 (1) 及び (2) については、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用する。

5 前項により免除できる額は、福島県相双地域等において介護業務に従事した期間を、教材費等の貸付けを受けた期間の 2 分の 5 を除して得た数値を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

(返還債務の免除申請等)

第 17 返還債務の免除を受けようとする者は、被災地における介護福祉士養成施設等への修学に係る教材費等貸付返還免除申請書 (様式 9) に、免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて県社協会長に申請しなければならない。

2 県社協会長は、前項による免除の申請があったときは、県知事に協議し、その結果を申請者に通知する。

(業務従事期間の計算)

第 18 介護業務に従事した期間の計算は、次に掲げる要件を標準として、一日単位で行う。

- (1) 3年 在職期間が通算 1,095 日以上であり、かつ、業務に従事した期間が 540 日以上
  - (2) 2年 在職期間が通算 730 日以上であり、かつ、業務に従事した期間が 360 日以上
  - (3) 1年 在職期間が通算 365 日以上であり、かつ、業務に従事した期間が 180 日以上
- ただし、福島県相双地域等において介護業務に従事後、他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、またその他やむを得ない事由により従事できない期間が生じた場合は、業務に従事した期間には算入しないものとするが、引き続き、従事しているものとして取り扱う。

(延滞利子)

第 19 県社協会長は、借受人が正当な理由がなく貸付額を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 3 パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収する。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調停しないことができる。

(届出義務)

第 20 借受人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、県社協会長に届け出なければならない。なお、借り受けた教材費等の貸付に係る債務が消滅したときは、この限りではない。

- (1) 借受人又は連帯保証人の氏名、住所、勤務先に変更があったとき。(様式 10)
  - (2) 借受人が介護福祉士養成施設等に在学しているとき。(様式 11)
  - (3) 借受人が休学し、復学し、転学し、又は退学したとき。(様式 12)
  - (4) 借受人が停学又は退学の処分を受けたとき。(様式 12)
  - (5) 借受人が留年したとき。(様式 12)
  - (6) 借受人が教材費等の借り受けを辞退するとき。(様式 12)
  - (7) 借受人が介護福祉士の登録をしたとき。(様式 13)
  - (8) 福島県相双地域等に所在する介護保険施設等において介護業務に従事したとき又は従事先を変更したとき。(様式 10、様式 14、様式 15)
- 2 借受人が死亡したときは、連帯保証人又はその親族は、その事実を証明する書類を添えて、速やかに死亡届(様式 16)を県社協会長に届け出なければならない。
- 3 連帯保証人は、借受人が病気その他のやむを得ない事由により前各号の届け出ができないときは、借受人の代わりにこれを届け出なければならない。

(その他)

第 21 県社協会長は、この要領に定める事項のほか、教材費等貸付の目的を達成するため、申請者又は借受人に対し、必要に応じて書類の提出又は報告を求めることができる。

- 2 この要領の実施に関し必要な事項は、県社協会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 3 年 9 月 9 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

## 附 則

この要領は、令和6年3月29日から施行し、令和5年4月1日から適用する。  
ただし、従前の実施要領に基づき貸付決定を行った者については、なお従前の実施要領による。